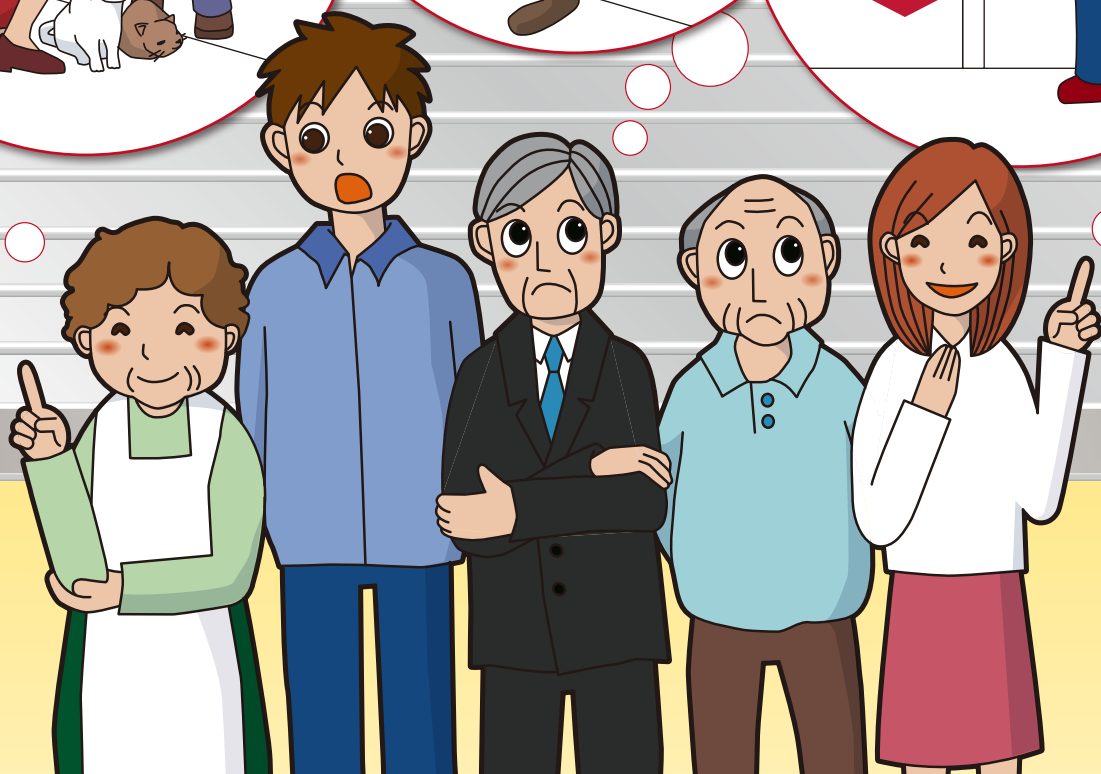


9月1日は安全の日



電動シャッター使用時に

ヒヤリや**ハッ!**としたことはありませんか?

JSDA 一般社団法人 日本シャッター・ドア協会

安全の日推進月間 **9月1日～9月30日**

こちらのホームページも参考にご覧ください

動画「電動シャッターの安全装置」、
電動シャッターを安全にご使用いただくために
(出典: 消費者庁ウェブサイト)

https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/report/report_014/



防火設備の維持管理について
(日本シャッター・ドア協会ウェブサイト)

<http://www.jsd-a.or.jp/data/maintenance-2/>



電動シャッターを安全にご使用いただくために

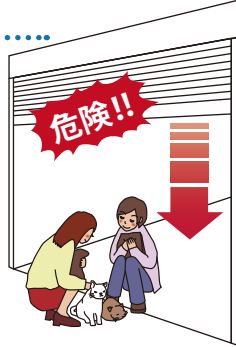
シャッターは巻き取る方式と複数のパネルがスライドして天井部分に収納される方式（オーバーヘッドドア）があります。どちらのシャッターも安全かつ安心してお使いいただくためには、取扱説明書に沿った正しいお取り扱いと、日頃からの維持・管理が大切です。

とくに設置してから年数が経過したシャッターをご使用されている場合は、部品が劣化・損傷していたり、安全装置が未装着の場合もありますので、ぜひシャッターメーカーの専門技術者による点検を受けていただくようお願いいたします。

1 みなさまへのお願い

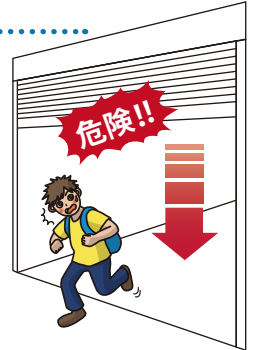
シャッターの下では 座らない・立ち止まらない

部品の劣化や損傷により、予期せぬときにシャッターが降下することがあります。シャッターの下では「座らない・立ち止まらない」ようにしましょう。



シャッターが 動いている間はくぐらない

動いているシャッターの下をくぐると、挟まれ事故につながることもあり大変危険です。動いているシャッターの下は絶対にくぐらないようにしましょう。



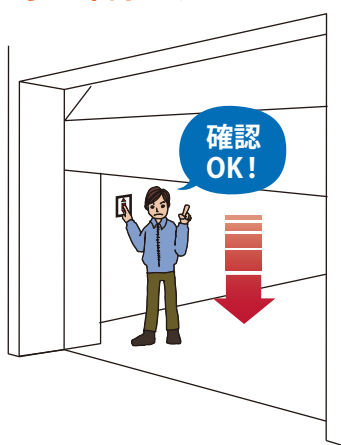
2 電動シャッターを操作する方へのお願い

電動シャッターの操作は、

- シャッターの下に人がいない事を確認してから
- 最後の停止まで見届ける

シャッターの操作中はその場を離れず、動作中は誰もシャッターの下を通らないように注意し、シャッターが停止する最後まで見届けて、安全を確認してからその場を離れましょう。

シャッターが見えない場所で操作すると、人の存在や通行を確認できません。シャッターの下が見えない / 見にくい場合はミラーやカメラを設置して人や物がないことを確認できるようにしましょう。



動作中のシャッターの下はくぐらない

動作中のシャッターの下をくぐるのは大変危険です。どうしてもシャッターをくぐるときは、必ずシャッターを停止してから通るようにしましょう。



リモコンについて

リモコンの操作ボタンを間違えて押さないよう、ポケットなどに入れないようにしましょう。又、誤作動防止のためにはツーアクション（2回操作）式のリモコンが有効です。メーカーに問い合わせてください。



3 電動シャッターをお持ちの方へのお願い

可能な限り安全装置を取り付ける

- 電動シャッターの安全装置の有無を確認し、可能な限り安全装置を取り付けましょう

- ・[確認方法] ・取扱説明書を見る ・メーカーや取り付けした工務店に確認する
- ・[安全装置の種類] シャッターの種類により取り付けられる装置が異なりますので、メーカーに確認してください。

挟まれ防止：座板スイッチ・負荷感知装置・光電センサー（障害物を感知）

急降下防止：急降下防止装置（シャッターカーテンの急降下を感知し落下を停止）

※安全装置の動作確認は絶対に行わないでください。シャッターに挟まれる場合があり、大変危険です。

- 安全装置の取り付けができない場合は、押しボタンスイッチの操作方法を変更しましょう

シャッターの動作を最後まで見届けられるよう、押しボタン操作を押切方式に切り替える変更が必要です。メーカーに依頼してください。

※お問合せ先が分からない場合は、シャッター本体や押しボタンスイッチなどに貼られているシールなどを確認してください。

日常点検・定期点検を

- 日常点検：シャッターの日常点検は、取扱説明書どおりに行いましょう

「いつもと違う音がする」、「いつもと違いスムーズに動かない」などの異常がある場合には、すぐにシャッターメーカーの点検を受けてください。

- 定期点検：定期点検を行うことにより、万一のトラブルを未然に防ぐことができ、かつ安全な状態を維持することができます。具体的には、シャッターメーカーの専門技術者による定期点検（年1回～2回）を受けて、シャッターが正常に動作するか、部品が劣化していないか、安全装置が正常に働くかなどを確認するため点検を受けて下さい。

■この案内の内容は、ガレージ・店舗・工場倉庫・施設などに設置されている電動シャッターなどを対象にしています。住宅の窓シャッターの注意事項は、取扱説明書をご覧ください。